

厚生労働大臣が定める掲示事項等について

■入院(基本)料について

当院は、厚生労働大臣が定める入院(基本)料の基準に適合しており、当院内の各病棟は次の承認を受けております。

病棟名称	病棟種別	看護体制	看護補助体制
A棟2階	回復期リハビリテーション病棟入院料1	13対1	30対1
A棟3階			
B棟2階	障害者施設等入院基本料4	15対1	30対1 (看護補助体制充実加算1)
B棟3階	療養病棟入院基本料1	20対1 (夜間看護加算)	20対1 (看護補助体制充実加算1)

※ 当院では、1日の入院患者数に対する看護従事者を以下のとおり配置して、交代で24時間看護を行っておりますが、病棟、休日、時間帯などで配置数が異なります。詳細は、次項の『病棟の看護職員配置について』をご参照ください。

➤ 回復期リハビリテーション病棟では、入院患者さん13人に対して1人以上の看護師及び准看護師(以下、「看護職員」)を、入院患者さん30人に対して1人以上の看護補助者(以下、「ケアワーカー」)を配置しています。

➤ 障害者施設等入院基本料では、入院患者さん15人に対して1人以上の看護職員を、入院患者さん30人に対して1人以上のケアワーカーを、入院患者さん10人に対して1人以上の看護従事者(看護職員とケアワーカーを合わせた総称。以下、同様に呼称)を配置しています。

また、当該病棟で従事するケアワーカーの5割以上は、当院内でケアワーカーとして3年以上の勤務経験を有しています。

➤ 療養病棟入院基本料では、入院患者さん20人に対して1人以上の看護職員を、ケアワーカーも入院患者さん20人に対して1人以上を配置しています。

また、当該病棟で行う夜勤については、入院患者さん16人に対して1人以上の看護従事者(うち、1名以上は看護職員)を配置しています。

更に、主として直接患者さんに対して療養生活上の世話をを行うケアワーカーの数は、常時、入院患者さん100人に対して1人以上であり、かつ、当該病棟で従事するケアワーカーの5割以上は、当院内でケアワーカーとして3年以上の勤務経験を有しています。

※ 当院は、患者さんの負担による付き添い看護を行っておりません。

■入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援

及び身体拘束最小化について

当院では、入院の際に医師を始めとする関係職員が共同して患者様に関する診療計画を策定、7日以内に文書によりお渡ししております。また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制の基準、意思決定支援及び身体拘束最小化の基準も満たしております。